

認定基準

【共通事項】

- ①年間を通じて、朝倉市産の農産物又はその加工品を販売又は食材として活用すること。
- ②認定の内容を市ホームページ等により紹介されることを承諾すること。
- ③地産地消に関する情報提供を実施すること。
- ④朝倉市内で営業していること。
- ⑤食品衛生法等関係法令を遵守していること。
- ⑥朝倉市暴力団排除条例第2条（1）、（2）に定める者でないこと。

【各店舗】

1. 直売所、小売店、量販店の認定基準

- ①直売所については、原則として有人販売を行い、朝倉市産農産物販売コーナーが概ね15㎡以上で、年間営業日20日以上であること。
- ②小売店、量販店については、朝倉市産農産物販売コーナーが概ね5㎡以上で年間営業日が200日以上であること。
- ③朝倉市産農産物である旨を表示すること。

2. 飲食店、宿泊施設の認定基準

- ①年間を通じて、常時1品目以上、朝倉市産品を使用した料理等を提供すること。
- ②朝倉市産品を使用するメニューを増やす意欲があること。

3. 食品加工所

- ①朝倉市産品を主たる原材料として使用した商品を1品目以上製造していること。
- ②原材料の表示欄に「朝倉市産」等の表示をすること。
- ③朝倉市産品を原材料とした商品等を増やす意欲があること。